

第39回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 平成28年10月7日(金) 15:30～16:30
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室
- 3 出席者 10名
矢野、佛淵、宮脇、高田、藤木、岡田、下川、澤瀬、福永、井戸の各委員
- 4 欠席者 4名
荒木、田上、黒田、清水の各委員
- 5 配付資料
 - (1) 長崎大学学長選考会議名簿 (資料1)
 - (2) 第38回長崎大学学長選考会議議事要旨 (資料2)
 - (3) 長崎大学長の業務執行状況の確認について(案) (資料3)
 - (4) 「求めるべき学長像」(平成26年3月10日) (資料4)
 - (5) 平成29年学長選考会議等日程(案) (資料5)
 - (6) 長崎大学学長候補者の選考に関する規則の一部改正について (資料6)
 - (7) 長崎大学学長選考会議規則の一部改正について (資料7)
 - (8) 長崎大学学長選考会議(懇談会)議事要旨 (資料8)
 - (9) 大学の理念・教育目標 (参考資料1)
 - (10) 国立大学法人長崎大学 中期目標 (参考資料2)
 - (11) 長崎大学学長候補者選考手続きの流れ図 (参考資料3)
 - (12) 長崎大学における教室系技術職員の組織等に関する要項 (参考資料4)
 - (13) 長崎大学学長選考会議規則の改正について ほか (参考資料5)
 - (14) 本学の学長選考関係規則 (参考資料6)
 - (15) 長崎大学学長候補者選考手続きの流れ図 (参考資料3)
 - (16) 他大学の求められる学長像 (参考資料)

議事に先立ち、議長から、本日は10名の委員の出席があり、会議の成立要件(10名)を満たしている旨の説明があった。

次いで、議長から、資料1により新たに就任した井戸委員の紹介があった。

6 議事要旨の確認について

議長から、平成28年6月20日開催の第38回長崎大学学長選考会議の議事要旨については、事前に案をお送りし御確認いただき、資料2のとおり確定している旨の報告があった。

7 議事

(1) 学長の業務執行状況の確認について

議長から、前回（平成28年6月20日開催）の学長選考会議において確認した学長の業務執行状況について、確認文書（案）を作成し、各委員に対し意見照会を行ったところ、特段の修正意見等はなかったことから、資料3のとおり確定したい旨の提案説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、議長から、了承された確認文書により学長へ報告する旨の説明があった。

(2) 求めるべき学長像の策定について

議長から、本件に関して、次のとおり提案説明があった。

- ① 長崎大学学長候補者の選考に関する規則第4条第2項に基づき、学長選考会議は、学長候補者の選考を行うときは求めるべき学長像を作成し、学内外に公表する必要がある。
- ② 平成29年9月30日をもって現学長の任期が満了することから、次期学長候補者を選考するにあたり、求めるべき学長像を本会議で策定する必要がある。
- ③ 求めるべき学長像の策定に関しては、後日あらためて委員に対してメールにより意見を聴取する。
- ④ 集約した意見を基に学内委員を中心にたたき台の検討を進めていただきたい。
- ⑤ 書面会議や必要に応じて会議を開催する。
- ⑥ 最終的には平成29年1月23日開催の本会議で決定したい。

次いで、議長から、本日の検討事項として、資料4の前回（平成26年）の学長選考の際に策定した求めるべき学長像を基に、加筆・修正等の必要があるか否かを含め、その方向性に関する意見を求めたい旨の発言と、次のとおり補足説明があり、意見交換を行った。

- 前回求めるべき学長像を策定した時は、中央教育審議会大学分科会から審議のまとめ「大学のガバナンス改革の推進について」が出されたばかりで、他大学の参考事例も何もない状況だった。
- 文言については、非常に普遍的な表現となっており、今後10年以上使える学長像である。
- 現在他の大学が策定している学長像では、具体的な事項を書いている事例もある。
- このまま抽象的なもので良いか、あるいは具体的に踏み込んだものとするか、今後検討する上での意見を伺いたい。

（各委員の主な発言内容）

- 大学の財政が厳しい状況であることから、安定した財政基盤の確立や確保などの文言が

ある方がよいのではないか。

- 学長と企業のトップは同じ立場であると考え、リーダーとして、情熱、気概、気力が必要であり、教員や職員がやる気を起こすような明確な表現も良いのではないか。
- 学長像は、学長の任期である3年ごとに変わるものではなく、ある程度普遍的なものあり、根本的な部分に変更する必要はないと思う。
- 基本的には現在の求めるべき学長像は変更せず、今後長崎大学が取り組んでいく事項を加えるなど、方向性を示す必要があるのではないか。
- 具体的な事項を入れると、候補者の方向性の違いにより、選考会議としてどこまで受け入れることができるのかにより選考そのものが変わってくる事となる。
- これまでの学長選考会議においては、選考の際に複数の有能な候補者が出ることに重きを置いて検討してきた。前回の求めるべき学長像は、その過程の中で検討し、策定したものである。
- 多くの大学で候補者を出すのに苦勞している。全構成員が危機意識を持ち、経営マインドを持つことが必要であると思うが、大学に帰属している感覚がない。学会や部局への帰属意識の方が強い。
- 意向投票はあくまでも参考にするものであるが、所属している部局の人数により投票数の有利性は明らかであり、選考会議で投票結果を覆すのは困難である。
- 意向投票があるから立候補しにくいとの意見もある。
- 意向投票の結果にかかわらず、あくまでも学長選考会議において選考するものであるから、その制度を教育研究評議会等において十分に説明することが大事だと思う。
- 意向投票は無くした方がよいと思う。かえって混乱を招く恐れもあり、学長選考会議として求めるべき学長像を明確にして、ノミネートを重視する方がよい。
- 意向投票の実施に関しては時間をかけて検討する必要がある、将来的に検討していくこととしたい。

(3) 次期学長候補者の選考日程等について

議長から、平成29年9月30日をもって現学長の任期が満了することに伴い、次期学長候補者の選考日程等について検討するものである旨の提案説明があった。

次いで、総務企画課長から、資料5に基づき、前回の学長選考日程に沿って作成した今回の日程案について説明があり、意見交換を行った。

なお、議長から、意向投票の日程等については学内で調整し、学長選考会議の開催日については学外委員への日程照会を行った上で、平成29年1月23日に開催の本会議において確定する予定である旨の補足説明があった。

(4) 長崎大学学長候補者の選考に関する規則の一部改正について

議長から、長崎大学学長候補者の選考に関する規則の一部改正について審議の提案説明があった。

次いで、総務企画課長から、資料6に基づき、技術区の技術長の廃止に伴い、新たに技術専門職員を学内意向投票の投票権者に加えるため、所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 長崎大学学長選考会議規則の一部改正について

議長から、長崎大学学長選考会議規則の一部改正について審議の提案説明があった。

次いで、総務企画課長から、資料7に基づき、長崎大学学長選考会議のより適切かつ円滑な運営を図る観点から、同学長選考会議の組織を明確にするため、所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(6) その他

ア 学長選考会議委員が学長候補者となる場合の取扱いについて

議長から、資料8に基づき、平成28年4月25日開催の学長選考会議（懇談会）において、「学長選考会議委員会が学長候補者になれるかどうかについて、今後検討を行うこととした」との記録があることについて説明があった後、本件について確認した結果、長崎大学学長候補者の選考に関する規則第15条に学長選考会議委員の交代についての規定があり、学長選考会議委員は学長候補者になれることが定められている旨の報告があった。

イ 次回学長選考会議の開催について

議長から、次回の学長選考会議は、経営協議会が開催される平成29年1月23日の開催を予定しているが、求めるべき学長像の策定など、次期学長候補者の選考に関して、書面会議や必要に応じて会議を開催することとしたい旨の説明があった。

(以上)